

**令和元年第4回泉南市議会定例会議案補助資料
条例新旧対照表**

(別冊)

資料一覧表

(令和元年12月4日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	45	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	46	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7

議案第45号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の49</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) (略)</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（令和2年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(住居手当) 第15条の3 自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。</p>	<p>(住居手当) 第15条の3 自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</u></p> <p>(2) <u>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(1) <u>月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</u></p> <p>(2) <u>月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第46号補助資料 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（令和2年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

